

特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。

■対象者

手当1級相当

- ・身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当する児童
- ・療育手帳の判定がA程度、または精神障害者保健福祉手帳1級程度に該当する児童

手当2級相当

- ・身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当する児童
- ・日常生活に著しい制限を受ける程度の知的障がい、もしくは精神障がいの児童

■手当の額

1級相当 月額55,350円

2級相当 月額36,860円

■支給月 4月、8月、11月

※申請月の翌月分から支給が開始されます。

■支給制限となる例

- ・児童または請求者が、日本国内に住んでいない

- ・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができる
- ・児童が児童福祉施設等(保育所・通所施設・障がい児入所施設への親子入所を除く)に入所している

※請求者や配偶者、扶養義務者の所得が制限基準額以上である場合は、その年の8月から翌年7月までの手当が支給停止になります。

現況届の提出をお忘れなく

8月は特別児童扶養手当の所得状況届を提出する月です。届出をしないと8月分からの手当が受けられなくなってしまいます。また、2年間、現況届を提出しないと時効で受給権がなくなります。

受給者には8月上旬に通知書を郵送しますので、必ず届出をしてください。

■受付期間 8月9日(金)～30日(金)

※平日の正午～午後1時、土日・祝日を除く。

■必要なもの

通知書、手当証書、印鑑、その他指定の書類

■提出・問い合わせ先

社会福祉課 ☎(32)8900

令和7年度保育園・認定こども園新入園児募集

入園申込書を子育て応援課または各施設で8月28日(水)から配付します。

1号認定(教育標準時間認定)

■受付期間

9月2日(月)～30日(月)

■提出先 希望する施設

2・3号認定(保育標準時間認定・保育短時間認定)

■受付期間

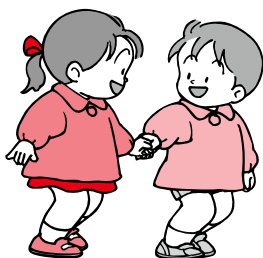
10月1日(火)～31日(木)

■提出先 子育て応援課

※入園説明会や施設見学会の日程は、各施設に直接お問い合わせください。

■問い合わせ先

子育て応援課 ☎(32)8903



食物アレルギー疾患生活管理指導表作成に係る助成

園児・児童・生徒の食物アレルギー対応に伴う「アレルギー疾患生活管理指導表」作成費用を助成します。医療機関によってはお持ちいただく書類がありますので、必ず受診前に通っている園や学校にお問い合わせください。

なお、指導表作成が保険適用の場合は、助成の対象外となります。受診時にご確認ください。

■対象者 ①と②の両方に該当する方

①食物アレルギーを有することにより、保育園・幼稚園・認定こども園・学校などでの生活において、特別な配慮や管理が必要と認められる方

②次のいずれかに該当する方

- ・市内に住所を有し、市内または市外の保育園・幼稚園・認定こども園などに在籍する方、または入園が内定した方
- ・市内の小・中・義務教育学校に在籍する、または入学を予定している方

■助成回数 1年度につき1回

■助成限度額 2,000円

■問い合わせ先

保育園・幼稚園・認定こども園などに通っている方

子育て応援課 ☎(32)8903

小・中・義務教育学校に通っている方

学校教育課 ☎(32)8918